

回数 〔年度〕	問 題
<p>第72回 〔令和4年度〕</p>	<p>酒類製造者甲はA製造場において、酒類製造者乙はB製造場において、清酒の製造免許を受けている。</p> <p>甲は、乙から清酒の製造を受託し、A製造場において製造した清酒について、毎月定期的に乙のB製造場に移出している。乙は、A製造場から移入した清酒について、自社の商標を表示して、商品として移出している。</p> <p>上記を前提として、次の問1～問4の間に答えなさい。</p> <p>問1 酒類の製造者は、原則として、その製造場から移出した酒類について酒税を納付する義務があるが、一定の要件を満たした場合には、酒税を免除して移出すること（以下「未納税移出」という。）が可能となる。酒税法上、未納税移出が認められている趣旨について説明しなさい。</p> <p>問2 A製造場からB製造場への清酒の移出について、甲が未納税移出の適用を受けられる場合の手続を説明しなさい。また、乙における手続についても説明しなさい。</p> <p>問3 甲は、A製造場からB製造場への清酒の未納税移出について、毎月定期的に発生することから、手続を簡素化したいと考えている。この場合の甲の手続について、説明しなさい。</p> <p>問4 甲は、A製造場において製造した清酒について、原料用酒類とする目的で、乙のB製造場に未納税移出しようとしたところ、輸送の事情により、清酒がA製造場からの移出後、B製造場に移入されるまでに相当の日数を要することとなった。当該移出に係る納税申告書の提出期限から、4週間で乙から当該取引に係る書面が送付される予定であるが、この場合の酒税の免除を受けるための甲の手続について説明しなさい。</p>